

寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第11号

寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例施行規則の一部を改正する規則

寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年市規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

寒河江市長 様

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数：名（放課後児童支援員：名、補助員：名、その他（事務職員等）：名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画：㎡ [1人当たり：㎡] 合計：㎡ その他：㎡ 建物の構造：造、建物の階数：階建の階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要）
-------	--

様式第2号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

寒河江市長 様

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変更する事項 （該当する事項 の番号に○）	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴	7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模 及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他（ ）
変更内容 （「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載）	変 更 前	
	変 更 後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付

様式第3号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

寒河江市長 様

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の7の規定に基づき届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休止予定期間 （該当する場合のみ）	
廃止又は休止の理由 （具体的に）	
現に便宜を受けている児童 に対する措置 （具体的に）	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。